



**【事業費賦課金を賃貸人が納入する場合、ご記入ください。】**

両者で賃貸借権を設定したので、下記内容にて賦課金納入の取扱いを申請します。

- 1 維持管理費賦課金は賃借人が納入する。
- 2 事業費賦課金(償還賦課金等)は賃貸人が納入する。
- 3 この取扱いについては、双方同意の上届出したものとし、賦課金を未納した場合はこの取扱いは解除し、組合員に対し未納金を承継し催告することとする。
- 4 この取扱いは本区に貸借解約の届出があるまで有効とする。
- 5 変更等した場合でも届出無い場合は現内容のまま賦課とするが、後日異議あっても本区の責任はないものとする。

認印

賃貸人氏名

	
--	---

賃借人氏名

	
--	---